

広告付き警察情報案内板設置事業契約書

秋田県知事 佐竹 敬久（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により広告付き警察情報案内板設置事業契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（業務）

第2条 甲は、乙に対し、秋田県〇〇警察署における広告付き警察情報案内板（以下「案内板」という。）に係る設置・運用業務を行わせるものとする。

設置公所	設置場所・台数・規格	位置図

2 乙は、この契約書のほか、秋田県広告事業実施要綱、広告付き警察情報案内板設置事業募集要領の定めるところに従い、広告掲出に関する業務を行わなければならない。

（法令の遵守等）

第3条 甲及び乙は、法令、条例、規則その他の規定を遵守し、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（事業期間）

第4条 事業期間は、契約した日から令和9年3月31日までとする。

（広告料）

第5条 広告料は、〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇, 〇〇〇円）とする。

（広告料の支払）

第6条 乙は、甲の発行する納入通知書により、前条に規定する広告料を年度ごとに甲が指定する期日までに支払わなければならない。なお、各年度の支払額は、次のとおりとする。

年度	支払額	うち消費税及び地方消費税相当額
令和4年度	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
令和5年度	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
令和6年度	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
令和7年度	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
令和8年度	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円

（注 初年度以外の支払額は、広告料を案内板設置期間の総月数で除し、1円未満の端数を切り捨てた額に各年度の月数を乗じた額とし、初年度の支払額は、広告料から初年度以外の支払額の合計額を差し引いた額とする。）

（電気料等及びその支払）

第7条 乙は、設置する案内板に電気使用量を計測するメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。以下「子メーター」という。）を甲の指示すると

ころにより乙の費用で設置するものとする。

2 甲は、前項に規定する子メーターにより案内板の設置に係る電気使用量を計測し、甲が別に定める算出方法により、電気料を算定する。ただし、甲が認め、乙が前項に規定する子メーターを設置しない場合は、甲が別に定める方法により電気料を算定する。

3 乙は、前項の規定により算定された電気料について、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(費用負担)

第8条 案内板の設置に係る制作、設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 前条第1項に定める子メーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は免除する。

(遅延利息)

第10条 甲は、乙が甲の指定する期日までに広告料を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該広告料に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で定めた割合で計算した遅延利息を納付させることができる。

(広告主等の選定)

第11条 乙は、広告掲出を希望する者から広告主を選定する。

2 乙は、甲が行う広告内容の審査を受け、掲出に係る承認を受けた後でなければ、広告の掲出を行うことができない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等に係る修正等を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第2項に規定する審査において、甲から審査に必要となる書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(広告内容等の変更)

第12条 甲は、広告内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、乙に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取消等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲出を取り消し又は中止することができる。

(1) 乙が、前条に規定する広告内容等の変更の求めに応じないとき。

(2) その他、広告掲出を継続することが適当でないときと甲が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第14条 乙は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(管理義務等)

第16条 乙は、設置した案内板及び附属設備等を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 乙は、設置した案内板及び附属設備等が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(通知義務)

第17条 乙は、案内板及び附属設備等の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(案内板等の盗難又は毀損)

第18条 甲は、設置された案内板及び附属設備等の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除等)

第19条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める各条項、各種法令、規則、条例等に違反したとき。
- (2) 第6条及び第7条に規定する支払いがないとき。
- (3) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (4) 契約を履行することが困難となったとき。
- (5) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

4 甲は、乙から契約の解除に係る申し出を受けたときは、この契約を解除することができる。ただし、乙が契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の3か月前までに甲に対し

て書面により通知するものとする。

(原状回復義務)

第20条 乙は、契約期間が満了したとき、又は第19条の規定により、この契約を解除したときは、案内板設置箇所（関連箇所を含む。）を甲の指定する期日までに原状回復の上、返還しなければならない。ただし、甲が原状回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、この契約期間中において、案内板が破損、故障、事故等の発生により、業務を行えなくなったときは、当該案内板の原状回復を行わなければならない。

(広告料の返還)

第21条 甲は、第19条第2項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、乙が既に納入した広告料は、これを返還しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告掲出ができなくなったとき、その他特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還する。

2 前項ただし書きの場合において、契約期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって算定し、なお、その期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数があるときは日割りをもって算定した額とする。

(違約金)

第22条 乙は、この契約期間中に、第19条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、第6条に規定する広告料のうち契約を解除した年度分の広告料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないのであると甲が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求できないものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(著作権等)

第25条 乙は、案内板の設置及び広告等の制作について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、案内板に掲載されている写真又は画像を行政目的のために、印刷物又はホームページ等に掲載する場合、乙はその掲載を承諾するとともに、広告主からも承諾を得られるよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はおそれがある場合は、この限りでない。

(個人情報保護の遵守)

第26条 乙は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴えの管轄は、秋田県警察本部を管轄区域とする秋田地方裁判所と

する。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 3月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

1 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと。

2 1に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第52条第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。

3 その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。